

平成31年3月25日

亀岡市議会議長 齊藤 一義 様

発議者 議会運営委員長 木曾 利廣

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項の規定により提出します。

議第1号議案

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号)の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条環境厚生常任委員会の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども未来部の所管に属する事項

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。